

群馬大学医学部教育研究組織等改革検討委員会規程

平成16. 4. 1

制 定

(設 置)

第1条 群馬大学医学部（以下「本学部」という。）に，群馬大学医学部教育研究組織等改革検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目 的)

第2条 委員会は，本学部における学術研究の一層の進展及び教育等の円滑な遂行を図り，教育研究組織等の在り方及び長期的基本方針について検討することを目的とする。

(組 織)

第3条 委員会は，次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学部長
- (2) 病院長
- (3) 学科長
- (4) 評議員
- (5) 教務委員長
- (6) 教務部会長
- (7) 研究科教務委員長
- (8) 事務部長

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き，学部長をもって充てる。

2 委員長は，委員会を招集し，その議長となる。

3 委員長に事故あるときは，あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会 議)

第5条 委員会は，委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

2 議事は，出席議員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めたときは，委員以外の者を会議に出席させ，その意見を聞くことができる。

(部 会)

第7条 委員会に，具体的事項を検討させるため，必要に応じ部会を置くことができる。

(事 務)

第8条 委員会の事務は，総務課において処理する。

(雑 則)

第9条 この規程に定めるもののほか，委員会に関して必要な事項は，委員会の議を経て

別に定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。